

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第12条 契約者は、迷惑通信（いざずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）<u>、犯罪目的通信（特殊詐欺（不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。）その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）</u>で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信、<u>犯罪目的通信</u>又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社又は特定F T T H事業者が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第12条 契約者は、迷惑通信（いざずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。）又は間違い通信（現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。）<u>で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている契約者からのものであると当社又は特定F T T H事業者が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事費</p>

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 請求による契約者識別番号の変更に関する工事費の適用	<p>ア 契約者からの請求により契約者識別番号を変更した場合の工事費の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円（税込額 2,750円）とします。</p> <p>イ <u>アの規定にかかわらず、契約者からの請求（犯罪目的通信に係るものに限ります。）により契約者識別番号を変更した場合の工事費については、その支払いを要しません。この場合において、契約者は、犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。</u></p>
(5)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第3表～ 第5表 (略)

別表 (略)

附 則（令和5年3月29日経企第4414号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。
（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった音声利用 I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 請求による契約者識別番号の変更に関する工事費の適用	<p>契約者からの請求により契約者識別番号を変更した場合の工事費の額は、2（料金額）の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円（税込額 2,750円）とします。</p>
(5)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第3表～ 第5表 (略)

別表 (略)